

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

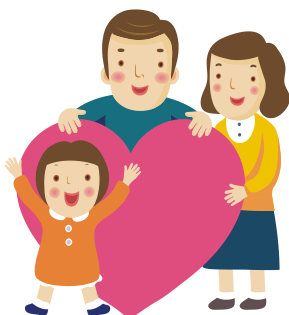
税務署の情報収集(法定調書)・生命保険契約に関して国税庁が要望していること…… 10月号

国

税庁は、相続財産について、提出が義務付けられている法定調書や税務署が独自に収集する資料せん等を整理分析して情報収集しています。法定調書は、現在 53 種類が規定されており、

給与・不動産・金融商品・保険金等にかかる個々の情報が把握されています。最近では、100 万円超の海外送金、200 万円超の金地金等の譲渡も加えられました。その他、総所得 2,000 万円超の場合は財産債務明細書の提出、そして本年度末からは 5,000 万円超の海外資産の申告義務が創設され、もう充分ではないかとも思いますが、国税庁は新たに「保険契約の移動に関する調書」の創設を要望しています。

現在、生命保険金は 100 万円を超える支払が行われた場合のみ、保険会社から税務署に調書が提出されており、契約者が変更になっただけでは提出されません。例えば、父親が契約者となり、息子を被保険者として養老保険に加入しているときに、父親の死亡によって息子が保険契約を引き継いだ場合、その保険契約は相続開始時点の解約返戻金相当額が相続財産となりますが、調書が提出されないの申告から除外されていても、税務署は把握することができません。国税庁が問題にしているのはこれだけでなく、例えば、父親が契約者、息子が保険金受取人という養老保険で、満期直前



に契約者を父親から息子に変更した場合、調書は契約変更後の満期保険金支払い時の内容で作成されるため、本来は父親が負担した保険料は贈与税の対象となるべきところが、税務署はこの変更があった事実を把握できません。このため、息子が受取保険金の全額を、税負担の少ない、一時所得(50 万円特別控除、2 分の 1 課税)として申告しても分かりません。こうした仕組みに目を付けた課税逃れは少なくないようで、国税庁は相続税調査において「被相続人名義の生命保険契約等を家族名義に変更し、申告から除外するなどの不正事実が散見される」と述べています。

○国税庁はこの他に相続申告後の金融資産の分割状況を把握するため、相続人へ名義変更、払い出しが行われた際に、金融機関等に法定調書の提出義務を課すよう「相続手続きのとられた金融資産の法定調書」の創設を要望しています。

これらは、平成 23 年度税制改正からの国税庁の切なる要望ですが、平成 25 年度税制改正でも見送りとなりました。強化を望まない政治家が多いのか、契約の変更状況が自動的に税務署に流れる事態はとりあえず回避されています。

○社会保障・税共通番号(マイナンバー法)が、何故か大きな反対もなく、5 月 24 日成立しました。2 年後の秋から国民個々に 12 ケタの番号を通知、翌 2016 年 1 月から希望者に顔写真付 IC カードが交付され使用開始するとのことですが、適用範囲は拡大され、本当の狙いである預貯金口座・株式取引・保険契約・不動産取引にも従来の身分証明書の代わりに提示が義務付けられ、個々の収入や資産が一目瞭然にされてしまう日は近いのではないのでしょうか。